

経済新生対策

平成11年11月11日

経済対策閣僚会議

目次

第1部 基本的考え方

1. 経済情勢の認識
2. 対策の基本方針—景気本格回復への道
3. 日本経済新生への道筋

第2部 具体的施策

1. 日本経済のダイナミズム発揮のための施策

1. 中小企業・ベンチャー企業振興

- (1) 産業と雇用を生み出す中小企業政策の構築
- (2) 創業・ベンチャー等の振興
- (3) 人材・技術・情報等経営資源の確保の円滑化
- (4) 金融経済環境の激変への適応円滑化

2. 戦略的重点的技術開発の推進

- (1) ミレニアム・プロジェクト等重点分野の技術開発の推進
- (2) 創造的な研究開発体制の整備と産学官の連携推進

3. 成長分野や事業活動の基盤に係る規制緩和・制度改革

- (1) 規制緩和推進3か年計画の前倒し等
- (2) 成長分野における規制緩和・制度改革
- (3) 事業活動の基盤に係る規制緩和・制度改革

4. 雇用対策

- (1) 中小企業の創業支援等による雇用創出・安定対策
- (2) 「21世紀人材立国計画」の推進等

- (3) 早期再就職の促進とセイフティ・ネットの確立
- (4) 安心して働けるゆとりある勤労者生活の実現
- 5. 少子化・高齢化対策等、年金改革
 - (1) 介護対策
 - (2) 少子化・高齢化対策等
 - (3) 年金改革
- II. 21世紀の新たな発展基盤の整備
 - 1. 21世紀に向けた生活基盤の整備・充実
 - (1) 都市・地域基盤の再構築
 - (2) 総合的な渋滞対策
 - (3) 弱者にやさしい街づくり
 - 2. 基幹ネットワークインフラの整備
 - (1) 高速交通体系の整備とETC設置目標の引上げ
 - (2) 情報通信ネットワークの高速・大容量化
 - (3) 国際拠点インフラの整備とアクセス強化
 - 3. 情報化の飛躍的推進
 - (1) 教育の情報化
 - (2) 地域の情報化
 - (3) 電子政府の実現
 - (4) 電子商取引の法整備等
 - 4. 環境への負荷の少ない経済社会構築のための環境整備
 - (1) 循環型社会形成のための基礎調査・研究の推進
 - (2) 廃棄物処理・リサイクルの推進、ダイオキシン対策の推進
 - 5. 国民の安全対策
 - (1) 安全な街づくり
 - (2) コンクリート建造物の安全対策

(3) 原子力防災・安全対策

6. アジア対策

III. 金融市場の活性化と不動産の証券化等

1. 金融市場の活性化

(1) 証券市場の改革・活性化

(2) 検査監督体制の強化等

2. 不動産の証券化等

(1) 不動産の証券化等

(2) 住宅金融対策

3. 日本銀行による金融政策の適切かつ機動的な運営

IV. その他

1. 税制

2. 国債発行の多様化

3. 2000年問題への対応

4. 新千年紀記念行事

経済新生対策

● 日本経済にとって、喫緊の重要事であり避けがたい必要事でもあるのは、経済社会の基本構造と、その根底にある発想と概念を改めることである。

政府は昨年来、大規模かつ迅速な経済政策によってデフレスパイラルに陥りかねない厳しい経済状況からの脱却に努めてきたところであり、経済界においても従来の発想の転換が見られるようになってきた。

この結果、金融改革をはじめとする構造改革が進捗すると同時に、我が国経済は5四半期連続マイナス成長から2四半期連続プラス成長となるなど、緊急経済対策をはじめとする各般の政策は着実な成果を上げつつある。しかし、いまだ民需の回復力は微弱であり、雇用情勢は依然として厳しい。また金融再編や産業再編が進んでいるものの、21世紀の知恵の時代にふさわしい経済社会の発想転換と基盤の整備も未だしの感が深い。

● 今次の経済新生対策は、このような現状認識に立って、雇用不安を払拭しつつ、公需から民需へのバトンタッチを図り、我が国経済を早急に本格的回復軌道に乗せるとともに、21世紀型社会への新たな考え方の確立と基盤の整備への契機を創ろうとするものである。

このために、中小企業政策の理念を改め、情報化の推進、社会資本の整備、都市・地域開発、技術開発などの発展基盤の整備においては、新規性、期待性、訴求性を持つ施策を盛り込むこととした。

対策のとりまとめに当たっては、従来の概念や計画、省庁の枠組みにとらわれない新たな構想と目標を策定し、投資効率と利用者の使いやすさを考えた、ハード、ソフト、制度改革の同時実施に最大限配慮した。

また、対策の成果・効果が国民の目にはっきり見えるように、施策の目標と全体像と目標年次の明示に極力努めることにした。

第1部 基本的考え方

1. 経済情勢の認識

(1) 我が国経済は、緊急経済対策などをはじめとする各種の政策効果の浸透などにより、緩やかな改善が続いている。しかし、民間需要に支えられた自律的回復には至っていない。一方、世界経済では、アメリカ経済は先行きに不透明感もみられるものの、景気は拡大を続けており、ヨーロッパ経済は緩やかに改善してきている。去年は厳しい状況にあったアジア諸国も総じて回復してきている。

(2) 構造的に見れば、我が国経済は、バブル崩壊から10年、戦後の高度成長時代に確立した規格大量生産型の経済社会構造から脱却し切れず苦闘してきたが、今年に入って金融再編成の進捗、産業競争力の強化、企業体質の改善など、ようやく積極的な動きが現れている。しかし、この過程では雇用の流動化、過剰設備、過剰負債の整理などに伴い、問題が生じるおそれがある。日本経済を21世紀の知恵の時代にふさわしいものとするには、こうした産業経済界の変革を積極的に評価する一方、中小企業政策の理念の変更や、情報化社会への基盤整備、新技術の開発などを急速に進める必要がある。

2. 対策の基本方針－景気本格回復への道

(1) 今次の経済新生対策には、2つの役割がある。その第一は、公需から民需への円滑なバトンタッチが行われ、民需中心の本格的な回復軌道に乗せるための新規需要の創造である。これには、民間投資などの民間需要を喚起するとともに、公的投資の拡充、雇用不安を払拭するための施策等を実行する。

(2) 第二は、我が国社会経済の構造改革の方向を決定的にすることである。このために中小企業を日本経済のダイナミズムの源泉として、また、地域経済の基盤的存在として振興するとともに、多様な起業の支援、ベンチャー企業の育成、ミレニアム・プロジェクト等の技術開発、新たな概念に基づく発展基盤の整備など、ハード・ソフト両面からの政策を総動員して、情報化・高齢化に対応した経済新生を実現する。

(3) 政府としては、以上の方針の下に、社会資本整備、中小企業等金融対策の他、住宅金融対策、雇用対策を含め全体としての事業規模17兆円程度、さらに、介護対策を含めれば18兆円程度（事業規模の内訳は別紙参照）の事業を早急を実施する。

なお、本対策を実施するに当たっては、地方財政の極めて厳しい状況にかんがみ、これに適切な配慮を行う。

3. 日本経済新生への道筋

(1) 日本経済の新生には、景気回復と構造改革の二つを同時に進める必要がある。まず、景気回復の道筋としては、平成11年度は、当初政府見通しの実質0.5%程度の経済成長を達成しうる見込みである。

平成12年度には、企業の雇用・設備の調整の進展、海外経済の動向など、不確定要因が多いが、本対策をはじめ必要な諸施策を強力かつ機動的に推進することにより、民需の回復を図り、年度後半には、本格的回復軌道に乗せる。

平成13年度からは、民需を中心とした自律的な回復から新たな成長軌道に乗せることで、日本経済の長期的発展を確実にする。

(2) 構造改革の面では、今年度は金融再編が本格化するとともに、第1次補正予算において雇用政策の抜本的な強化がなされた。続いて、本対策における中小企業・ベンチャー企業の見方を変えた振興、新たな概念に基づいた発展基盤の整備、ミレニアム・プロジェクト等の技術開発などを推進し、構造改革の初期段階を完成するとともに、改革を後退のない確実な軌道に乗せる。

第2部 具体的施策

1. 日本経済のダイナミズム発揮のための施策

景気を本格的な回復軌道に乗せ経済を新生させるためには、短期的な景気対策とともに、経済社会の概念を改め、経済フロンティアへの挑戦等を通じて民間の経済主体がダイナミズムを発揮させていくことが重要である。

そこで、この対策においては、第一に日本経済がダイナミズムを発揮するための施策、特に新しい知恵の時代の経済活動の主体となる創造的な中小企業・ベンチャー企業振興、新たな産業を生み出す大胆な技術開発を通じたフロンティアの拡大、成長分野における規制緩和・制度改革等に取り組むこととする。

第二に、21世紀の新たな発展基盤の整備、第三に金融市場活性化と不動産の証券化等、第四にその他の4つに分類している。これらの間に軽重の差はないし、一つの施策が二つ三つの効果を上げる場合もあるが、これは第1部の基本的考え方を受けた一応の分け方である。

1. 中小企業・ベンチャー企業振興

(1) 産業と雇用を生み出す中小企業政策の構築

規格大量生産型産業の拡大が限界に達した今日、我が国経済が新たなフロンティアを切り拓く上で多様性と独創性の発揮が不可欠である。しかしながら、近年の開業率の趨勢的低下に見られるように、我が国経済の活力の減退が懸念される状況にある。日本経済のダイナミズムを発揮するためには、多数の中小企業が創意工夫を生かして活躍し、日本経済の牽引車となることが期待される。

このため、これまでの中小企業政策の理念を転換し、中小企業を我が国経済のダイナミズムの源泉と位置づけるとともに、多様で活力ある中小企業の成長発展を目指すことを基本理念とする。個々の政策については、利用者の立場に立った使いやすいものとし、①経営革新・創業の促進、②経営基盤の強化、③環境の激変への適応円滑化へと再構築する。

このような産業と雇用を生み出す中小企業政策の構築を行うため、今臨時国会において中小企業基本法の改正を期すとともに、後述のとおり、関係法令の改正をはじめ、必要な

施策を推進する。

今回の総合的な政策により、新規株式公開企業数の大幅な増加とともに、「起業の倍増」即ち

- 1) 5年後において、年間開業企業数が10万社程度増加（現在14万社）
- 2) 今後3～5年の間に、創造的な中小企業数（注1）が1万社程度増加することが期待される（注2）。

（注1）創造的な中小企業

新規性を有する生産、販売及び役務提供の技術の開発、その成果の利用のための需要開拓等を行う中小企業（創造的中小企業として中小創造法の認定を受けている企業数は現在約5000社）

（注2）これらの数値は多様で活力ある中小企業の望ましい姿を展望したものであり、企業の設立または上場は本来的に個人ないしは企業の自主的判断によることから、他の政策目標と比べて、政策との因果関係が弱いことに留意する必要がある。

（2）創業・ベンチャー等の振興

1) 資金供給の円滑化・多様化

中小企業等の資金調達は、これまで間接金融を中心とするものであったが、今後、民間のリスクマネー供給の円滑化等により需要に応じた多様な資金調達の手段を確保する観点から以下の措置を講ずる。

（資金調達の選択肢の拡大）

- ・一定の要件を満たす中小企業の私募債発行に対する信用保証の付与
- ・投資事業組合（ベンチャーキャピタルファンド）への公的機関による出資の拡充
- ・無議決権株式の発行上限の拡大等商法上の特例措置

（担保の乏しい企業に対する資金供給）

- ・担保の乏しい中小企業のワラント債を中小企業金融公庫が引き受ける制度の創設
- ・ベンチャー企業等に対する日本政策投資銀行等の知的財産権担保融資等の積極的活用

（創業者、小規模企業等に対する資金供給）

- ・創業者、小規模企業等を対象とする無利子設備資金貸付・リース制度の創設
- ・国民生活金融公庫の新規開業支援貸付制度の拡充
- ・新規開業向け貸付等マル経融資制度(i)の特別措置の延長

・女性起業家・高齢者起業家支援資金の拡充

2) 人材・組織面の制度改正

中小企業・ベンチャー企業の人材確保の円滑化を図り、また、組合形態での創業の促進など、企業の発展・成長段階に応じた多様な組織形態の選択を可能とするため、以下の措置を講ずる。

・ストックオプション(ii)制度の拡充、事後設立に係る検査役調査の扱い等商法の特例措置

・中小企業組合から会社への組織変更制度の導入

(3) 人材・技術・情報等経営資源の確保の円滑化

1) 中小企業の多様なニーズに対応して、人材、技術、知識、情報等のソフトな経営資源の円滑な確保をワンストップサービス型できめ細かく支援できる体制を整備する。このため、国レベルの支援センター、都道府県等のレベルでの支援拠点、さらに中小企業が抱える悩みを気軽に相談できるより身近な地域毎の支援拠点を整備する。その際、情報ネットワークの活用等により、これら3者間の連携を促進するとともに、従来の中企業団体に限定せずに、民間専門家の能力の最大限の活用を図ることとする。

2) 中小企業技術革新制度(SBIR)(iii)や産学官の連携を充実するとともに、中小企業、ベンチャーの情報化の施策として、中小企業等の競争力強化、雇用拡大を図るため、情報技術を有効活用した経営効率や経営環境の改善に資するソフトウェア等を開発し、その普及を積極的に推進する。

3) フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等新事業展開に向けた経営資源の相互補完の促進を図る。

4) 後継者問題が深刻となっている地場産業や伝統的工芸品産業について、人材の育成・確保や事業活動の普及、啓発の促進を図る。また、中小小売業等の経営資源の活用を進め、中心市街地の活性化を図る。

(4) 金融経済環境の激変への適応円滑化

金融経済環境の激変への適応円滑化を図るため、中小企業金融安定化特別保証を平成13年3月末まで1年間延長し、保証枠を10兆円追加するとともに、雇用の増大等建設的努力の計画を有することを対象要件に加える。その際、本年9月から実施している創業・ベンチャー向け特別保証について、来年度も引き続き保証枠を適用する。また、中小企業者・農林漁業者等に対する政府系金融機関等による金融環境に対応した融資制度及び金利減免措置の延長等を行う。さらに、後述のとおり倒産法制の整備を行う。

2. 戦略的重点的技術開発の推進

ミレニアム・プロジェクトとして決定された情報化、高齢化、環境対応の3つの重点分野についての、以下のプロジェクトやその他の技術開発を推進する。

(1) ミレニアム・プロジェクト等重点分野の技術開発の推進

1) 情報化

平成17年度までに、すべての国民が場所を問わず超高速のインターネットを自由自在

に活用して、自分の望む情報の入手・処理・発信を安全・迅速・簡単に行えるインターネットとコンピューティング環境を創造する。また、平成15年度までに電子政府を実現させるために不可欠な技術開発を行う。

これにより、現在のインターネットの1万倍の処理速度と3万倍の接続規模（注）を有し、利用者を目的の情報に安全かつ的確に導くスーパーインターネットを実現する。また、安心して、誰もが高度な情報処理とネットワーク接続を簡単に行える新世代コンピューティングを実現する。

注：現在のインターネットの処理速度：数十～数百Mbps

現在の接続規模：コンピュータ3700万台

2) 高齢化

平成16年度を目標に痴呆、がん等の高齢者の主要疾患のオーダーメイド医療(iv)を実現し、画期的な新薬の開発に着手するとともに、拒絶反応のない自己修復能力を利用した骨、血管等の再生医療を実現する。疾患予防、健康維持のための植物の高品質化によるアレルギーフリー(v)等高機能食物及び農薬の少ない稲作を通じて、健康な食生活と安心して暮らせる生活環境を実現する。

このため、痴呆、がん等の遺伝子情報の解明、ヒトゲノム(vi)の多様性の解明、イネゲノム(vii)の有用遺伝子解析、遺伝子情報を利用した実用化技術の開発等を行う。

3) 環境対応

地球温暖化防止のため、次世代燃料電池実用化技術、テクノスーパーライナーのトータル・サポート・システム（最適運航支援等）等次世代技術の開発を行う。また、安心・安全の生活のため、ダイオキシン関連技術開発、環境ホルモン（内分泌攪乱物質）のリスク評価、適正管理技術の開発、処理困難廃棄物等のリサイクル・リユース技術の開発を行う。

4) その他

メガフロート、フリーゲージトレイン等重点分野の技術開発を推進する。

(2) 創造的な研究開発体制の整備と産学官の連携推進

1) 研究者側のイニシアティブにより先導的・独創的な研究や産学官共同の研究開発を飛躍的に発展させるための基盤となる施設、設備の整備等を行う。また、国立大学、国立試験研究機関等の研究施設、知的基盤の整備を図る。

計量標準、化学物質の安全性データ等研究開発活動、経済社会活動を支える知的基盤については、平成13年までに欧州並み水準に整備することを目指すとともに、分野毎に機動的に対応しながら、平成22年を目途に米国並みの整備状況を目指す。

2) 産学官連携の一層の推進を図るため、国立大学教官等の民間企業役員との兼業規制のあり方について検討を進め、早急に結論を得る。

3. 成長分野や事業活動の基盤に係る規制緩和・制度改革

(1) 規制緩和推進3か年計画の前倒し等